



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年7月22日金曜日 第1678号

### ◇ 目次 ◇

愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則..... 777

### 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 777

公共測量の実施の通知..... 778

地籍調査の成果の認証..... 778

土地改良区役員の氏名の変更の届出..... 778

愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 779

公有水面埋立免許の出願（3件）..... 779

公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... 786

開発行為に関する工事の完了..... 787

### 公 告

A P R形オートバイ用無線機の購入..... 787

A P R形携帯用無線機の購入..... 788

### 公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等  
の一部を改正する規則..... 789

### 雑 報

裁決手続開始の決定の公告（6件）..... 789

### 規 則

#### ○愛媛県規則第59号

愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立保育専門学校規則（昭和28年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号を削る。

様式第1号注(3)を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年7月22日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
コープ土居	四国中央市土居町入野668-1	大規模小売店舗の名称	アイコープ土居店	コープ土居	平成16年10月1日	平成17年7月8日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	生活協同組合アイコープ、堤製パン株式会社、うま農業協同組合、合名会社信義洋行楽館	生活協同組合コープえひめ、堤製パン株式会社	平成15年8月26日 平成16年10月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合アイコープ理事長 岡山八重子	生活協同組合コープえひめ理事長 大川耕三	平成16年10月1日	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1452号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
コープ久米	松山市鷹子町70	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	えひめ生活協同組合、フオワード株式会社	生活協同組合コープえひめ、フオワード株式会社	平成16年 10月1日	平成17年 7月8日
コープ束本	松山市束本一丁目5-5		えひめ生活協同組合	生活協同組合コープえひめ		
コープ余戸	松山市余戸南四丁目19-35		えひめ生活協同組合、株式会社レデイ薬局	生活協同組合コープえひめ、株式会社レデイ薬局		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、宇和島市、新居浜市

○愛媛県告示第1454号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
松山市	古川西地区	平成15年度から平成16年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿

長浜町	大字黒田の1、大字晴海	平成15年度から平成16年度まで	長浜町の地籍図及び地籍簿
津島町	大字近家の一部	平成15年度から平成16年度まで	津島町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成17年 7月22日

○愛媛県告示第1455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
監 事	森 本 恵 克	森 川 恵 克

○愛媛県告示第1456号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 鴨田小川	右岸 北宇和郡津島町大字下畑地字カモタオク戊70番1地先から同町大字下畑地字鴨田1473番2地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字下畑地字カモタオク戊70番1地先から同町大字下畑地字鴨田1535番1地先まで
支流 内田川	右岸 北宇和郡津島町大字下畑地字内田甲1156番1地先から同町大字下畑地字吉名甲1012番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字下畑地字内田甲1136番2地先から同町大字下畑地字ヨシナ丁270番地先まで
小支流 長谷川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字長谷甲364番2地先から同町大字上畑地字楕甲137番1地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字長谷甲365番2地先から同町大字上畑地字後田甲48番1地先まで
支流 土屋敷川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字土屋敷丁56番地先から同町大字上畑地字上駄馬第六号52番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字上屋敷丁64番地先から同町大字上畑地字上屋敷丁44番地先まで
支流 立畑川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字岡森丙169番地先から同町大字上畑地字中屋敷丙173番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字立畑丙153番地先から同町大字上畑地字家ノ下丙149番1地先まで
支流 土用位川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字東平丙195番1地先から同町大字上畑地字宮ノ脇丙215番1地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字西平丙193番地先から同町大字上畑地字宮ノ脇丙126番地先まで
支流 立花川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字立花川甲807番地先から同町大字上畑地字長追甲529番3地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字立花川甲806番地先から同町大字上畑地字入宇甲737番1地先まで
支流 小悦川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字畑ヶ谷第四号77番2地先から同町大字上畑地字番頭乙27番1地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字上ヶ谷第四号84番1地先から同町大字上畑地字番頭口甲1809番地先まで
小支流 西谷川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字一谷23番2地先から同町大字上畑地字西谷丙76番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字西谷丙44番地先から同町大字上畑地字中番頭第四号7番5地先まで
支流 鳥越川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字鳥越甲1027番地先から同町大字上畑地字横田甲937番4地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字鳥越甲1018番地先から同町大字上畑地字宮ノ前甲1473番地先まで

支流 立野川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字峯森丙241番地先から同町大字上畑地字久保田丙263番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字峯森丙232番地先から同町大字上畑地字久保田丙219番地先まで
支流 嵐川	右岸 北宇和郡津島町嵐乙179番2地先から同町嵐番外23番1地先まで 左岸 北宇和郡津島町嵐330番地先から同町嵐番外8番5地先まで
小支流 大門川	右岸 北宇和郡津島町大字上畑地字峯森陰ノヒラ甲1281番1地先から同町大字上畑地字荒神田甲1122番地先まで 左岸 北宇和郡津島町大字上畑地字大門甲1285番地先から同町大字上畑地字松浦甲1124番3地先まで
幹流 汐入川	右岸 北宇和郡津島町北灘字佛川甲300番2地先から同町北灘字須ヶ崎甲402番2地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字久保田甲99番2地先から同町北灘字汐入甲39番6地先まで
幹流 西谷川	右岸 北宇和郡津島町北灘字西ノ谷甲1883番地先から同町北灘字萩原甲2027番2地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字西谷甲1885番地先から同町北灘字萩原甲1965番2地先まで
幹流 本谷川	右岸 北宇和郡津島町北灘字白王乙252番1地先から同町北灘字家ノ前乙372番10地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字白木乙202番地先から同町北灘字居浦乙153番7地先まで
幹流 福浦川	右岸 北宇和郡津島町北灘字前田丙268番1地先から同町北灘字浜新田丙153番地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字陰ノ平丙281番地先から同町北灘字新浜丙26番地先まで
幹流 大谷川	右岸 北宇和郡津島町北灘字太場甲1592番地先から同町北灘字新田甲2147番29地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字猪の甲1382番地先から同町北灘字太場甲1150番3地先まで
支流 岳の奥川	右岸 北宇和郡津島町北灘字ダケノオク第四号318番1地先から同町北灘字寺ノ前甲2063番3地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字ダケ甲1788番地先から同町北灘字朔日田甲1720番3地先まで
幹流 内之洲川	右岸 北宇和郡津島町北灘字奥ノ谷丁1133番地先から同町北灘内ノ州丁1080番2地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘奥の谷丁1147番地先から同町北灘内ノ州丁1207番4地先まで
幹流 木浦松川	右岸 北宇和郡津島町北灘字上窪乙696番地先から同町北灘字居浦西乙486番1地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字登々路乙525番地先から同町北灘字居浦東乙386番地先まで
幹流 神田川	右岸 北宇和郡津島町北灘字宮谷東付丁668番2地先から同町北灘字新田丁745番5地先まで 左岸 北宇和郡津島町北灘字宮谷東付丁597番1地先から同町北灘字神田丁746番3地先まで

○愛媛県告示第1457号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局西予土木事務所及び西予市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地

西予市土地開発公社

代表者 西予市土地開発公社理事長 別宮 静

西予市野村町旭 366 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲 168 番 3 から同字前新地丙11番 6 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 20 点までを順次直線で結んだ線並びに 20 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 ( C . D . L . + 2 30メートル ) における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点 ( 西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈔 ) は、北緯33度23分04秒、東経 132 度24分42秒の地点

1 点は、基点から真北 252 度04分15秒156 .14メートルの地点

2 点は、1 点から真北20度14分09秒4 .78メートルの地点

3 点は、2 点から真北22度56分03秒5 .41メートルの地点

4 点は、3 点から真北25度47分56秒5 .41メートルの地点

5 点は、4 点から真北28度39分49秒5 .41メートルの地点

6 点は、5 点から真北31度31分43秒2 .96メートルの地点

7 点は、6 点から真北31度31分43秒2 .45メートルの地点

8 点は、7 点から真北34度23分36秒5 .41メートルの地点

9 点は、8 点から真北37度15分29秒5 .41メートルの地点

10 点は、9 点から真北40度07分22秒5 .41メートルの地点

11 点は、10 点から真北42度59分16秒5 .41メートルの地点

12 点は、11 点から真北45度51分09秒1 .85メートルの地点

13 点は、12 点から真北45度51分09秒3 .56メートルの地点

14 点は、13 点から真北48度43分02秒5 .41メートルの地点

15 点は、14 点から真北51度34分56秒5 .41メートルの地点

16 点は、15 点から真北54度26分49秒5 .41メートルの地点

17 点は、16 点から真北56度35分00秒0 .50メートルの地点

18 点は、17 点から真北56度35分00秒2 .16メートルの地点

19 点は、18 点から真北 327 度22分53秒0 .83メートルの地点

20 点は、19 点から真北 327 度22分53秒2 .52メートルの地点

ウ 面積

1 261 .06平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲 109 番 2 から同字新地丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 18 点までを順次直線で結んだ線及び 18 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 ( 西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈔 ) は、北緯33度23分04秒、東経 132 度24分42秒の地点

1 点は、基点から真北 259 度58分27秒 12 .20 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 159 度29分44秒150 .40 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 261 度43分05秒152 .91 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 341 度52分11秒 43 .50 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 330 度55分40秒 38 .65 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 310 度26分52秒6 .01 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 339 度00分30秒 18 .19 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 352 度34分32秒 16 .48 メートルの地点

9 点は、8 点から真北16度46分50秒3 .02 メートルの地点

10 点は、9 点から真北86度16分43秒6 .62 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 348 度24分05秒 14 .83 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 262 度32分23秒7 .71 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 346 度02分21秒9 .96 メートルの地点

14 点は、13 点から真北16度36分18秒 24 .37 メートルの地点

15 点は、14 点から真北69度33分15秒 18 .22 メートルの地点

16 点は、15 点から真北 0 度00分00秒7 .28 メートルの地点

17 点は、16 点から真北80度24分43秒 88 .80 メートルの地点

18 点は、17 点から真北 169 度18分31秒 32 .07 メートル

ルの地点  
ウ 面積  
26,006.48平方メートル

- 3 埋立地の用途
  - 公共施設用地 約 1,190平方メートル
  - 公民館用地 約 920平方メートル
  - 消防用地 約 270平方メートル
  - 水路用地 約 70平方メートル
- 4 出願年月日  
平成17年 6月28日

○愛媛県告示第1458号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局西予土木事務所及び西予市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1  
西予市  
代表者 西予市長 三好 幹二  
西予市宇和町山田2061番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字前新地丙 1 番 6 から同字新地丙 14番 9 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 35 点までを順次直線で結んだ線並びに 35 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L + 2.30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字前新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度23分04秒、東経 132 度24分42秒の地点

- 1 点は、基点から真北 284 度25分36秒 49.16メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北 260 度37分03秒 1.48メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北 260 度37分03秒 5.84メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 259 度17分48秒 2.81メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 259 度17分48秒 2.05メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 257 度47分52秒 4.83メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 255 度56分10秒 4.79メートルの地点

- 8 点は、7 点から真北 253 度45分33秒 0.19メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 253 度45分33秒 4.56メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北 251 度14分23秒 4.78メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北 248 度46分15秒 4.64メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北 245 度54分23秒 4.70メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北 243 度02分30秒 1.57メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北 243 度02分30秒 2.40メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北 243 度02分30秒 0.72メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北 240 度10分37秒 4.70メートルの地点
- 17 点は、16 点から真北 237 度18分43秒 4.70メートルの地点
- 18 点は、17 点から真北 234 度26分50秒 4.70メートルの地点
- 19 点は、18 点から真北 231 度34分56秒 3.88メートルの地点
- 20 点は、19 点から真北 231 度34分56秒 0.81メートルの地点
- 21 点は、20 点から真北 228 度43分02秒 4.70メートルの地点
- 22 点は、21 点から真北 225 度51分09秒 4.70メートルの地点
- 23 点は、22 点から真北 222 度59分15秒 4.70メートルの地点
- 24 点は、23 点から真北 220 度07分22秒 4.70メートルの地点
- 25 点は、24 点から真北 217 度15分29秒 4.70メートルの地点
- 26 点は、25 点から真北 214 度23分35秒 4.70メートルの地点
- 27 点は、26 点から真北 211 度31分42秒 4.70メートルの地点
- 28 点は、27 点から真北 208 度39分48秒 4.70メートルの地点
- 29 点は、28 点から真北 205 度47分55秒 4.70メートルの地点
- 30 点は、29 点から真北 202 度56分02秒 4.70メートルの地点
- 31 点は、30 点から真北 200 度04分08秒 4.27メートルの地点
- 32 点は、31 点から真北 200 度04分08秒 0.43メートルの地点
- 33 点は、32 点から真北 197 度29分17秒 0.41メートルの地点
- 34 点は、33 点から真北 103 度04分25秒 3.64メートルの地点

の地点

35点は、34点から真北60度02分12秒100.13メートル

の地点

ウ 面積

2,259.21平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲 109 番 2 から同字新地丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線及び18点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

1点は、基点から真北259度58分27秒12.20メートルの地点

2点は、1点から真北159度29分44秒150.40メートルの地点

3点は、2点から真北261度43分05秒152.91メートルの地点

4点は、3点から真北341度52分11秒43.50メートルの地点

5点は、4点から真北330度55分40秒38.65メートルの地点

6点は、5点から真北310度26分52秒6.01メートルの地点

7点は、6点から真北339度00分30秒18.19メートルの地点

8点は、7点から真北352度34分32秒16.48メートルの地点

9点は、8点から真北16度46分50秒3.02メートルの地点

10点は、9点から真北86度16分43秒6.62メートルの地点

11点は、10点から真北348度24分05秒14.83メートルの地点

12点は、11点から真北262度32分23秒7.71メートルの地点

13点は、12点から真北346度02分21秒9.96メートルの地点

14点は、13点から真北16度36分18秒24.37メートルの地点

15点は、14点から真北69度33分15秒18.22メートルの地点

16点は、15点から真北0度00分00秒7.28メートルの地点

17点は、16点から真北80度24分43秒88.80メートルの地点

18点は、17点から真北169度18分31秒32.07メートルの地点

ウ 面積

26,006.48平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 2,190平方メートル

水路用地 約 70平方メートル

4 出願年月日

平成17年 6月28日

### ○愛媛県告示第1459号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局西予土木事務所及び西予市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市一番町四丁目4番地1

愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

埋立区域1

西予市三瓶町垣生字サルカクボ甲48番1から同字家ノ前甲107番1に至る地先公有水面

埋立区域2

西予市三瓶町垣生字前新地丙1番3から字新地丙14番9に至る地先公有水面

イ 区域

埋立区域1

次の1点から49点までを順次直線で結んだ線並びに49点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸との接する線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番4地先護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度22分48秒、東経132度24分36秒の地点

1点は、基点から真北15度07分18秒62.97メートルの地点

2点は、1点から真北102度12分26秒0.90メートルの地点

3点は、2点から真北12度03分08秒28.71メートルの地点

4点は、3点から真北12度06分41秒5.95メートルの地点

5点は、4点から真北14度43分39秒5.00メートルの地点

6点は、5点から真北15度05分16秒5.00メートルの地点

7点は、6点から真北15度26分24秒5.00メートルの地点

8点は、7点から真北15度47分46秒5.00メートルの地点  
 9点は、8点から真北16度09分09秒5.00メートルの地点  
 10点は、9点から真北16度22分23秒1.19メートルの地点  
 11点は、10点から真北106度35分57秒2.24メートルの地点  
 12点は、11点から真北16度34分59秒4.70メートルの地点  
 13点は、12点から真北286度35分57秒2.24メートルの地点  
 14点は、13点から真北16度55分44秒5.00メートルの地点  
 15点は、14点から真北17度17分06秒5.00メートルの地点  
 16点は、15点から真北17度38分29秒5.00メートルの地点  
 17点は、16点から真北17度59分52秒5.00メートルの地点  
 18点は、17点から真北18度21分14秒5.00メートルの地点  
 19点は、18点から真北18度42分37秒5.00メートルの地点  
 20点は、19点から真北19度03分59秒5.00メートルの地点  
 21点は、20点から真北19度19分14秒2.13メートルの地点  
 22点は、21点から真北19度24分14秒29.92メートルの地点  
 23点は、22点から真北19度28分20秒5.00メートルの地点  
 24点は、23点から真北19度21分20秒5.00メートルの地点  
 25点は、24点から真北18度54分36秒5.00メートルの地点  
 26点は、25点から真北18度08分08秒5.00メートルの地点  
 27点は、26点から真北17度01分45秒5.00メートルの地点  
 28点は、27点から真北15度35分10秒5.00メートルの地点  
 29点は、28点から真北13度48分12秒5.00メートルの地点  
 30点は、29点から真北11度40分49秒5.00メートルの地点  
 31点は、30点から真北9度58分34秒2.12メートルの地点  
 32点は、31点から真北98度25分28秒2.26メートルの地点  
 33点は、32点から真北8度25分28秒4.71メートルの地点  
 34点は、33点から真北278度25分28秒2.26メートル

の地点  
 35点は、34点から真北6度15分29秒5.00メートルの地点  
 36点は、35点から真北3度59分16秒5.00メートルの地点  
 37点は、36点から真北1度43分03秒5.00メートルの地点  
 38点は、37点から真北359度26分49秒5.00メートルの地点  
 39点は、38点から真北357度10分36秒5.00メートルの地点  
 40点は、39点から真北354度54分23秒5.00メートルの地点  
 41点は、40点から真北352度38分09秒5.00メートルの地点  
 42点は、41点から真北350度21分56秒5.00メートルの地点  
 43点は、42点から真北348度29分10秒3.28メートルの地点  
 44点は、43点から真北72度15分00秒3.65メートルの地点  
 45点は、44点から真北342度15分00秒29.00メートルの地点  
 46点は、45点から真北252度15分00秒5.11メートルの地点  
 47点は、46点から真北334度19分38秒5.00メートルの地点  
 48点は、47点から真北333度02分43秒5.00メートルの地点  
 49点は、48点から真北332度16分59秒2.63メートルの地点  
 埋立区域2  
 次の50点から93点までを順次直線で結んだ線、93点と94点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.30メートル)における公有水面と陸との境界線、次の94点から113点までを順次直線で結んだ線並びに113点と50点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.30メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域  
 基点(西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鉄)は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点  
 50点は、基点から真北284度25分36秒49.16メートルの地点  
 51点は、50点から真北260度37分03秒1.48メートルの地点  
 52点は、51点から真北260度37分03秒5.84メートルの地点  
 53点は、52点から真北259度17分48秒2.81メートルの地点  
 54点は、53点から真北259度17分48秒2.05メートルの地点  
 55点は、54点から真北257度47分52秒4.83メートル

の地点

56点は、55点から真北 255 度56分10秒4 .79メートル

の地点

57点は、56点から真北 253 度45分33秒0 .19メートル

の地点

58点は、57点から真北 253 度45分33秒4 .56メートル

の地点

59点は、58点から真北 251 度14分23秒4 .78メートル

の地点

60点は、59点から真北 248 度46分15秒4 .64メートル

の地点

61点は、60点から真北 245 度54分23秒4 .70メートル

の地点

62点は、61点から真北 243 度02分30秒1 .57メートル

の地点

63点は、62点から真北 243 度02分30秒2 .40メートル

の地点

64点は、63点から真北 243 度02分30秒0 .72メートル

の地点

65点は、64点から真北 240 度10分37秒4 .70メートル

の地点

66点は、65点から真北 237 度18分43秒4 .70メートル

の地点

67点は、66点から真北 234 度26分50秒4 .70メートル

の地点

68点は、67点から真北 231 度34分56秒3 .88メートル

の地点

69点は、68点から真北 231 度34分56秒0 .81メートル

の地点

70点は、69点から真北 228 度43分02秒4 .70メートル

の地点

71点は、70点から真北 225 度51分09秒4 .70メートル

の地点

72点は、71点から真北 222 度59分15秒4 .70メートル

の地点

73点は、72点から真北 220 度07分22秒4 .70メートル

の地点

74点は、73点から真北 217 度15分29秒4 .70メートル

の地点

75点は、74点から真北 214 度23分35秒4 .70メートル

の地点

76点は、75点から真北 211 度31分42秒4 .70メートル

の地点

77点は、76点から真北 208 度39分48秒4 .70メートル

の地点

78点は、77点から真北 205 度47分55秒4 .70メートル

の地点

79点は、78点から真北 202 度56分02秒4 .70メートル

の地点

80点は、79点から真北 200 度04分08秒4 .27メートル

の地点

81点は、80点から真北 200 度04分08秒0 .43メートル

の地点

82点は、81点から真北 197 度29分17秒0 .41メートル  
の地点

83点は、82点から真北 103 度04分25秒3 .64メートル  
の地点

84点は、83点から真北 191 度20分34秒1 .80メートル  
の地点

85点は、84点から真北 283 度04分25秒2 .62メートル  
の地点

86点は、85点から真北 191 度20分34秒 20 .08 メートル  
の地点

87点は、86点から真北 101 度20分34秒2 .62メートル  
の地点

88点は、87点から真北 191 度20分34秒0 .90メートル  
の地点

89点は、88点から真北 281 度20分34秒4 .47メートル  
の地点

90点は、89点から真北 183 度00分11秒5 .03メートル  
の地点

91点は、90点から真北 180 度00分56秒4 .74メートル  
の地点

92点は、91点から真北 177 度09分03秒4 .74メートル  
の地点

93点は、92点から真北 175 度02分36秒2 .23メートル  
の地点

94点は、基点から真北 252 度04分15秒156 .14メートル  
の地点

95点は、94点から真北20度14分09秒4 .78メートルの  
地点

96点は、95点から真北22度56分03秒5 .41メートルの  
地点

97点は、96点から真北25度47分56秒5 .41メートルの  
地点

98点は、97点から真北28度39分49秒5 .41メートルの  
地点

99点は、98点から真北31度31分43秒2 .96メートルの  
地点

100 点は、99点から真北31度31分43秒2 .45メートル  
の地点

101 点は、100 点から真北34度23分36秒5 .41メー  
トルの地点

102 点は、101 点から真北37度15分29秒5 .41メー  
トルの地点

103 点は、102 点から真北40度07分22秒5 .41メー  
トルの地点

104 点は、103 点から真北42度59分16秒5 .41メー  
トルの地点

105 点は、104 点から真北45度51分09秒1 .85メー  
トルの地点

106 点は、105 点から真北45度51分09秒3 .56メー  
トルの地点

107 点は、106 点から真北48度43分02秒5 .41メー  
トルの地点

108 点は、107 点から真北51度34分56秒5 .41メー



## ルの地点

109 点は、108 点から真北54度26分49秒5.41メートル

## ルの地点

110 点は、109 点から真北56度35分00秒0.50メートル

## ルの地点

111 点は、110 点から真北56度35分00秒2.16メートル

## ルの地点

112 点は、111 点から真北 327 度22分53秒0.83メートルの地点

113 点は、112 点から真北 327 度22分53秒2.52メートルの地点

## ウ 面積

埋立区域 1 2,538.17平方メートル

埋立区域 2 2,193.12平方メートル

合 計 4,731.29平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

## 埋立区域 1

西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番3から同字家ノ前甲109番2に至る地先公有水面及び陸域

## 埋立区域 2

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲109番2から同字新地丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

## イ 区域

## 埋立区域 1

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番4地先護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度22分48秒、東経132度24分36秒の地点

1 点は、基点から真北18度26分43秒12.95メートルの地点

2 点は、1 点から真北 102 度04分08秒119.79メートルの地点

3 点は、2 点から真北18度20分56秒207.82メートルの地点

4 点は、3 点から真北 4 度23分36秒155.62メートルの地点

5 点は、4 点から真北 261 度43分05秒152.91メートルの地点

6 点は、5 点から真北 165 度36分26秒51.52メートルの地点

7 点は、6 点から真北 181 度11分04秒30.77メートルの地点

8 点は、7 点から真北 282 度56分15秒6.84メートルの地点

9 点は、8 点から真北 205 度49分13秒12.94メートルの地点

10 点は、9 点から真北 216 度34分25秒46.00メートルの地点

11 点は、10 点から真北 168 度51分13秒50.80メートルの地点

12 点は、11 点から真北 191 度46分28秒83.15メートル

## ルの地点

13 点は、12 点から真北 102 度04分45秒3.00メートルの地点

## 埋立区域 2

次の14点から31点までを順次直線で結んだ線及び31点と14点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

14 点は、基点から真北 259 度58分27秒12.20メートルの地点

15 点は、14 点から真北 159 度29分44秒150.40メートルの地点

16 点は、15 点から真北 261 度43分05秒152.91メートルの地点

17 点は、16 点から真北 341 度52分11秒43.50メートルの地点

18 点は、17 点から真北 330 度55分40秒38.65メートルの地点

19 点は、18 点から真北 310 度26分52秒6.01メートルの地点

20 点は、19 点から真北 339 度00分30秒18.19メートルの地点

21 点は、20 点から真北 352 度34分32秒16.48メートルの地点

22 点は、21 点から真北16度46分50秒3.02メートルの地点

23 点は、22 点から真北86度16分43秒6.62メートルの地点

24 点は、23 点から真北 348 度24分05秒14.83メートルの地点

25 点は、24 点から真北 262 度32分23秒7.71メートルの地点

26 点は、25 点から真北 346 度02分21秒9.96メートルの地点

27 点は、26 点から真北16度36分18秒24.37メートルの地点

28 点は、27 点から真北69度33分15秒18.22メートルの地点

29 点は、28 点から真北 0 度00分00秒7.28メートルの地点

30 点は、29 点から真北80度24分43秒88.80メートルの地点

31 点は、30 点から真北 169 度18分31秒32.07メートルの地点

## ウ 面積

埋立区域 1 46,396.42平方メートル

埋立区域 2 26,006.48平方メートル

合 計 72,402.90平方メートル

## 3 埋立地の用途

道路用地 約 4,250平方メートル

漁港施設用地 約 390平方メートル

護岸用地 約 90平方メートル

## 4 出願年月日

平成17年 6月28日

## ○愛媛県告示第1460号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 7月22日

松山港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

## 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

## 2 埋立区域

## (1) 位置

松山市大可賀三丁目525番4及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀1号護岸及び大可賀3号護岸の地先公有水面

## (2) 区域

次の各点を順次に結んだ線及び35の地点と34の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点

34の地点は、基点から真北12度08分52秒1,744.39メートルの地点

36の地点は、34の地点から真北38度14分32秒8.82メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北9度13分09秒266.21メートルの地点

18の地点は、37の地点から真北87度13分39秒220.40メートルの地点

17の地点は、18の地点から真北132度13分39秒21.02メートルの地点

16の地点は、17の地点から真北177度41分56秒53.33メートルの地点

15の地点は、16の地点から真北180度30分42秒39.88メートルの地点

28の地点は、15の地点から真北183度34分59秒148.69メートルの地点

27の地点は、28の地点から真北187度48分43秒72.37メートルの地点

26の地点は、27の地点から真北186度52分09秒46.01メートルの地点

25の地点は、26の地点から真北189度18分39秒19.88メートルの地点

24の地点は、25の地点から真北246度29分00秒19.39

メートルの地点

35の地点は、24の地点から真北302度01分09秒221.03

メートルの地点

## (3) 面積

85,094.68平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年3月14日 愛媛県指令7港第492号

## 4 しゅん功認可年月日

平成17年 7月22日

## ○愛媛県告示第1461号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加戸 守行

## 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

## 2 埋立区域

## (1) 位置

宇和島市戸島一番耕地3951番地先から同4067番地先までの公有水面

## (2) 区域

次の基点1から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点から基点1を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点1は、北緯33度13分38秒、東経132度13分38秒の地点

2点は、基点1から真北86度30分00秒7.20メートルの地点

3点は、2点から真北183度00分00秒5.30メートルの地点

4点は、3点から真北273度00分00秒0.20メートルの地点

5点は、4点から真北183度00分00秒0.50メートルの地点

6点は、5点から真北93度00分00秒0.20メートルの地点

7点は、6点から真北183度00分00秒19.50メートルの地点

8点は、7点から真北273度00分00秒0.20メートルの地点

9点は、8点から真北183度00分00秒0.50メートルの地点

10点は、9点から真北93度00分00秒0.20メートルの地

点  
 11点は、10点から真北 183 度00分00秒 19 50 メートルの地点  
 12点は、11点から真北 261 度00分00秒1 30メートルの地点  
 13点は、12点から真北 184 度00分00秒 20 60 メートルの地点  
 14点は、13点から真北67度30分00秒1 70メートルの地点  
 15点は、14点から真北 127 度00分00秒 40 30 メートルの地点  
 16点は、15点から真北 214 度45分00秒3 50メートルの

地点  
 17点は、16点から真北 121 度45分00秒 25 30 メートルの地点  
 18点は、17点から真北 218 度45分00秒4 20メートルの地点  
 (3) 面積  
 1,101 23平方メートル  
 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
 昭和51年7月29日 愛媛県指令河第 488 号  
 4 しゅん功認可年月日  
 平成17年7月22日

○愛媛県告示第1462号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
 平成17年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第22号 平成17年7月11日	東温市南方字上砂630番 1、630番 2、630番10、630番11及び630番12	高松市太田下町2196番地 渡 部 功 東温市南方629番地 6 渡 部 桂 松山市道後町二丁目 3 番 4 号 株式会社松平不動産 代表取締役 松 平 定理
17松局建（開）第23号 平成17年7月11日	伊予郡松前町大字大溝字橋514番 4	伊予郡松前町大字北黒田209番地 1 ビルゴ・レオーネ C 棟103 武 智 貴 勇
17松局建（開）第24号 平成17年7月13日	伊予郡松前町大字中川原字廣末684番 2	伊予郡松前町大字中川原650 多 賀 利 明

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成17年7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
A P R 形オートバイ用無線機の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
A P R 形オートバイ用無線機（A P R - A U 1 ） 47 式
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成18年2月24日
- (5) 納入場所  
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110 内線2232

## (2) 入札書の受領期限

平成17年 8月29日(月)午後 3時30分

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成17年 8月29日(月)午後 3時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 7月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

A P R 形携帯用無線機の購入

## (2) 購入物品名及び数量

A P R 形携帯用無線機(A P R - W T 1) 40式

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 納入期限

平成18年 2月24日

## (5) 納入場所

愛媛県警察本部

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110 内線2232

## (2) 入札書の受領期限

平成17年 8月29日(月)午後 4時00分

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成17年 8月29日(月)午後 4時00分

愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(15)の表吉田交番の項から北灘駐在所の項までを次のように改める。

Table with 3 columns: Station Name, Location, and Description. Rows include 吉田交番, 立間駐在所, 玉津駐在所, 喜佐方駐在所, 津島交番, 清満駐在所, 御横駐在所, 畑地駐在所.

Table with 3 columns: Station Name, Location, and Description. Rows include 下灘駐在所, 北灘駐在所.

別表第1の(15)の表三間駐在所の項位置の欄中「北宇和郡三間町」を「宇和島市三間町宮野下」に改め、同項所管区の欄中「北宇和郡三間町」を「宇和島市のうち三間町大内、三間町大藤、三間町音地、三間町金銅、三間町兼近、三間町川之内、三間町北増穂、三間町黒井地、三間町黒川、三間町小沢川、三間町古藤田、三間町是延、三間町是能、三間町則、三間町曾根、三間町田川、三間町戸雁、三間町土居垣内、三間町土居中、三間町中野中、三間町波岡、三間町成家、三間町迫目、三間町増田、三間町三間中間、三間町宮野下、三間町務田、三間町元宗」に改める。

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表47の項区間の欄中「北宇和郡三間町大字迫目331番から宇和島市伊吹町1470番5」を「宇和島市三間町迫目331番から同市伊吹町1470番5」に改め、同表59の項同欄中「北宇和郡三間町大字迫目331番から同町大字迫目43番2」を「宇和島市三間町迫目331番から同町迫目43番2」に改め、同表60の項同欄中「北宇和郡三間町宮野下44番1」を「宇和島市三間町宮野下44番1」に改め、同表61の項同欄中「北宇和郡三間町宮野下44番1から同町大字元宗100番2」を「宇和島市三間町宮野下44番1から同町元宗100番2」に改め、同表103の項同欄中「北宇和郡三間町宮野下745番5」を「宇和島市三間町宮野下745番5」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第3条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表13中「のうち松野町及び鬼北町(」を「(鬼北町については、」に改める。

附則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

雑報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成17年7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県 新居浜市 松原町	甲4363 番 4	宅地	宅地	1,010.41	855.56	779.80	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 卓三		使用貸借権者 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 綾	
		甲4363 番 6	宅地	宅地	660.58	659.67	659.67	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 卓三		使用貸借権者 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 綾	
使 用	愛媛県 新居浜市 松原町	甲4363 番 4	宅地	宅地	1,010.41	855.56	14.15	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 卓三		使用貸借権者 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 綾	

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県 新居浜市 松原町	不明た だし、 甲4363 番 4 又は 上記地 先 道路	宅地 又は	宅地	1,010.41 又は	12.15	2.44	不明ただし、 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 卓三 又は 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市		使用貸借権者 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 綾 又は なし	
		不明た だし、 甲4363 番 4 又は 上記地 先 道路	宅地 又は	宅地	1,010.41 又は	12.15	0.99	不明ただし、 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 卓三 又は 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市		使用貸借権者 愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 綾 又は なし	

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( $m^2$ )	実 測 ( $m^2$ )	収用及び使用しようとする土地の実測( $m^2$ )				
収 用	愛媛県新居浜市松原町	甲4363番4地先道路		道路			2.62	愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市		
使 用	愛媛県新居浜市松原町	甲4363番4地先道路		道路			1.60	愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市		

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成17年 7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年 7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等						土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 ( $m^2$ )	実 測 ( $m^2$ )	収用及び使用しようとする土地の実測( $m^2$ )				
収 用	愛媛県新居浜市松原町	不明ただし、甲4380番9又は上記地番地先道路	宅地 又は	宅地	156.29 又は	3.61	0.20	不明ただし、愛媛県新居浜市松原町9番45号 神野 道夫 又は 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市		
使 用	愛媛県新居浜市松原町	不明ただし、甲4380番9又は上記地番地先道路	宅地 又は	宅地	156.29 又は	3.61	0.96	不明ただし、愛媛県新居浜市松原町9番45号 神野 道夫 又は 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市		

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成17年 7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年 7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	使用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県新居 浜市松原町	甲4380番9	宅地	宅地	156.29	150.96	0.50	愛媛県新居浜市松原町9番45号 神野 道夫			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年7月12日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年7月22日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市寿町地内から同県同市西喜光地町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しようとする土地の実測(㎡)				
収 用	愛媛県 新居浜市 松原町	甲4363 番3	宅地	宅地	7.55	11.48	0.95	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 紘嘉子			使用貸借権者 東京都武蔵野市緑町一丁目 2番13号（ただし、住民票 の住所 愛媛県新居浜市松 原町9番16号） 高橋 大三
		甲4363 番5	宅地	宅地	303.68	305.04	283.82	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 紘嘉子			使用貸借権者 東京都武蔵野市緑町一丁目 2番13号（ただし、住民票 の住所 愛媛県新居浜市松 原町9番16号） 高橋 大三
使 用	愛媛県 新居浜市 松原町	甲4363 番3	宅地	宅地	7.55	11.48	1.09	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 紘嘉子			使用貸借権者 東京都武蔵野市緑町一丁目 2番13号（ただし、住民票 の住所 愛媛県新居浜市松 原町9番16号） 高橋 大三
		甲4363 番5	宅地	宅地	303.68	305.04	5.99	愛媛県新居浜市松原町9番16号 高橋 紘嘉子			使用貸借権者 東京都武蔵野市緑町一丁目 2番13号（ただし、住民票 の住所 愛媛県新居浜市松 原町9番16号） 高橋 大三